

次第に沿って、各項目の要旨を下記に列記しますので、該当番号が振られた別添参考資料にて、詳細をご確認ください。

1 介護報酬改定について

1-1 経過措置等が終了する（した）主なもの

○令和8年度末にて措置が終了（予定）するもの。

・介護福祉士資格の特例経過措置

内容：介護福祉士養成施設（専門学校等）の卒業生には「卒業後5年間、国家試験なしで介護福祉士資格が付与される。

「平成29年4月から令和9年3月までに卒業する方は、卒業後5年間は、試験を受験しなくても、または、合格しなくても介護福祉士になることができます（この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます）。令和9年4月以降に卒業する方は、受験が必須となります。」

（公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページより）

経過措置終了：令和9年（2027）年3月31日

○令和7年度から適用されているもの。

・業務継続計画（BCP）未策定減算

内容：業務継続計画を策定していない場合に減算となる。

対象となるサービス：居宅療養管理指導、特定福祉用具販売以外のサービス

・高齢者虐待防止措置未実施減算の適用

内容：虐待の発生等を防止する措置を講じていない場合、入居者（利用者）全員について所定単位数から減算となる。

ア 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催していない

イ 高齢者虐待防止のための指針を整備していない

ウ 高齢者虐待防止のための研修を実施していない

エ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置
いていない

上記ア～エの事実が生じた場合、次のa～cのと通りの対応が

必要となります。

- a 速やかに改善計画を提出する。
- b 事実が生じた月から3カ月後に改善計画に基づく改善状況を本市に報告する。
- c 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、入所者（利用者）全員について減算。

対象となるサービス：居宅療養管理指導，特定福祉用具販売以外のサービス

・身体拘束廃止未実施減算

内容： この減算は，施設系及び居住系サービスにおいて，身体拘束廃止に係る、次の4項目の措置が全て講じられていない場合に適用される。

なお、身体拘束等が行われていたことにより適用されるわけではない。

- ア 身体拘束等を行う場合に必要となる記録を行っている。
- イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催している。
- ウ 身体拘束等の適正化のための指針を整備している。
- エ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施している。

上記のアからエに該当する事実が確認された場合には、次の対応が必要となる。

- a 改善計画を作成の上，速やかに提出する。
- b 事実が確認された月から3月後に改善計画に基づく改善状況を提出する。
- c 事実が確認された月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する（最低3ヶ月間適用）。

対象となるサービス：施設系及び居住系サービス

1-2 令和8年6月に改定予定のもの

令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護報酬の期中改定を実施する。改定率は+2.03%（処遇改善分+1.95%、基準費用額（食費）の引上げ分+0.09%）となる。

・介護職員等処遇改善加算の拡充

介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1万円（3.3%）

の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。 ※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込）が実現する措置。

- ・基準費用額（食費）の見直し

近年の食材料費の上昇や、令和7年度介護事業経営概況調査において、食事の提供に要する平均的な費用の額と基準費用額との差が生じている状況等を踏まえ、令和9年度改定を待たずに、令和8年8月より、基準費用額（食費）を100円/日引き上げる。また、負担限度額（食費）について、在宅で生活する者との公平性等を総合的に勘案し、令和8年8月より、利用者負担第3段階①の利用者は30円/日、第3段階②の利用者は60円/日引き上げる。

2 介護情報基盤について

- ・稲敷市利用開始日 令和9年（2027）年9月2日

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/notice/detail/documentId/k8lor13sbdofpbyahyh2z4e4> 参照

- ・介護情報基盤でできること <https://www.kaigo-kiban-portal.jp/> 参照

- 1 いつでも情報を確認

ケアマネジャーや介護事業所の職員が、要介護認定に必要な情報や、ケアプラン作成に必要な情報などをタイムリーに確認できます。

- 2 やりとりの負担を軽減

給付に必要な情報をデジタル上で確認できるため、利用者や家族への確認や依頼、市町村（保険者）への問い合わせの負担が減ることが期待できます。

- 3 質の高いケア

介護に関する情報収集が効率化されることで、本来的な業務に集中できるようになり、利用者さらに寄り添ったサービスを提供できます。

- ・助成金の活用

介護情報基盤を活用した情報共有を行うには、カードリーダー等の導

入や介護保険資格確認等WEBサービスのアカウント設定などが必要となります。助成金を活用し、計画的に導入を進めてください。

なお、令和7年度の申請は、令和8年3月13日（金）をもって終了しています。令和8年度以降分の申請については、詳細の公表をお待ちください。

3 運営指導について

運営（令和4年度より「実地」から名称変更）指導は、介護事業者が提供する介護サービスの内容及び介護給付請求について、法令等の適合状況を確認し、必要な助言、指導等を行うことで、介護サービスの質の確保及び向上並びに保険給付の適正化を図ることを目的として実施しており、原則、介護保険施設等の関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行います。

なお、施設・設備や利用者の状況以外の実地でなくても確認できる内容の全部又は一部事項にかかる確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等（オンライン会議システムや自治体ホームページ等）を活用することが可能とされています。ただ、その範囲が一部に限られていることから、稲敷市では当面、対象事業所に赴いて行う方式を採用しています。

また、その頻度は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上とされておりますが、地域の状況や必要性等に照らして、当該期間内の実施回数を増やすこと（毎年次、新規指定時、更新時、報酬改定時等）も可能です。

運営指導のおおまかな流れは次のとおりです。

- 1 指導の対象となった事業所に実施通知（別添3通知（様式第2号））を発送
- 2 事業所は、通知記載の事前資料を提出。（1ヶ月程度の期限内）
- 3 稲敷市にて事前資料の内容を確認
- 4 事業所内において、運営指導実施（当日用資料の準備）
- 5 指導結果について通知。指摘事項があれば、改善報告書を提出
- 6 該当する場合は、介護報酬の返還措置

4 運営推進会議について

地域との結びつきを重視することが求められている地域密着型サービスに

においては、地域との連携を図ることを目的に、地域住民の代表者などを交えた会議を定期的を開催することが義務付けられています。

該当する事業所におかれましては、その頻度や議事録の取扱等、今一度ご確認をお願いいたします。

5 その他

・メール確認

国や県からの周知依頼を含む、市からの連絡は、電子メールを用いています。したがって、週に2回程度は受信確認を行っていただき、1週間何のメールも届いていない場合は、不具合が発生している可能性がありますので、高齢福祉課までご連絡ください。

・指定更新申請について

指定更新申請は、有効期間が満了する1ヶ月前までのご提出をお願いしております。その、およそ1か月前には、電子メールにて更新時期が到来している旨ご連絡いたしますが、各事業所におかれましても、定期的な指定有効期間のご確認をお願いいたします。

・体制等に関する届出

原則、前月の15日までに。15日が閉庁日となる場合は、その翌開庁日までに。ただし、加算に関するものにあつては確認が必要となる場合がありますので、早めの提出にご協力をお願いいたします。

・事業休止や廃止の届出

休止又は廃止しようとする日の1か月前までに提出してください。

現在、稲敷市では、1回で最長6カ月までの期間、休止を届出ることが出来ることとしており、回数に制限を設けてはおりません。したがって、休止期間を延長した場合も同様に、1か月前までに提出してください。

ただし、当然、指定有効期間満了時点において、休止中であり、その要件を満たしていなければ、新たな更新が認められないことにご注意ください。

また、休止期間の延長回数についても、今後、他市町村に倣い、その回数に上限を設けることとなる可能性もあります。